

国語問題題

はじめに、これを読みなさい。

この問題用紙は十二ページある。ただし、ページ番号のない白紙はページ数に含まない。

解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。

監督者の指示にしたがい、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。

解答は、すべて解答用紙の所定欄にマークするか、または記入すること。所定欄以外のところには何も記入しないこと。

マーク式問題の解答はすべて一つなので、二つ以上マークしないこと。

解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル（いずれもHB・黒）で記入すること。

解答は楷書で正しく記すこと。薄い文字や小さな文字、点画をつなげた文字など、あいまいな文字は不正解とする。

訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しきずを残さないこと。

解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。

解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。また、この問題用紙は、必ず持ち帰ること。

試験時間は六十分である。

マーク記入例

良い例	悪い例

次の文章を読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

<sup>注<sup>1</sup></sup> 支那の政治と申しましても、大きな話であります。大体政治を運用する上において、官職というものが重要なものであります。その官職に関する支那の歴史は、随分こみ入ったものであります。唐の時代になるまで、既に幾多のヘンゼンAを経てあります。支那人はよほど古く周代・漢代あたりからして、この官職に関する事については、いろいろな実際の官職のほかに、又官職に関する理想もありまして、その理想と実際必要上発達していくところの官職と、その両方から支那の官制、即ち官職といつものが発達して來た。一面において、実際上の必要から、いろいろ官職ができます。一面においては、総体的の理想から、かくかくに官職を制定したがいいと、両方から考えられました。その総体的の理想から考えましたことも、もう漢代において、既にその二つの派がありました。私ども支那の學問を特別にいたすものには、それを今文派・古文派と申します。この二つがありまして、その二つが、既に官職に関する理想において、別々の考え方を持っています。

それで、その内容を申せば、なかなか長いことでありますけれども、ともかくこれらの二つの派で、今日素人が見て誰でも氣のつくことは、官職の数の揃えようがはつきり異つておること、それは今文派の官職の揃え方は、すべて三の倍数で揃えています。天子の下に三公さんこうを立てる、その下に九卿きゅうけいを立てる、それから大夫たいふが二十七、元士げんしが八十一、そういう風にしまして、大体三の倍数で官職を整頓して行きます。この今文派と申しますのは、漢学に興味のおありの方はご承知でありますよう、『礼記』王制と申しますのが、今文派の理想を書いたものであります。

もう一つ、古文派と申しますのは、『周禮』じゅるいが即ち古文派の理想を書いたのであります。これは六の倍数で官職を考えました。大体において、政府の組織を天官、地官、春官、夏官、秋官、冬官というように六つに分けて、その各の官に六十官ずつおきまして、即ち三百六十官、そういう理想で造つたのであります。そのほかに、実際の必要上でいくところの官職があります。

それがだんだん秦の始皇から以後、漢代・六朝を経て唐代までに、この二つの理想と、実際上の必要から起つくるところの官

職と、それが組み合つて、唐の時代の官制というものができました。唐の時代の官制の本には——今日でも『唐六典』というのがありまして、日本でも唐の官制を模倣した結果、『唐六典』は非常に大事な書として研究されたのであります。それで、唐代官制は理想と実際との官職が、両方から互いに組み合つて出来た結果として、自然冗官Cが沢山できた。理想の方から考えて造つたものと、実際上から考えて造つたものと、それが同じような仕事を両方でしなければならぬようなものができました。これは唐の『六典』を見ると分かるのであります。

ところが唐の時代に、既にそのことについて、考えのついた政治家がありました。杜佑Dという人が、即ちその政治家であります。この人は、名著の『通典』という本を作つておりますが、その人は唐の中ごろの政治家で、ちょうど弘法大師が入唐された時代の人でありますから、天平時代の少し後の人であります。この人が唐の官制を論じたことが、『通典』の中に見えております。その『通典』の中に見えた官制論には、唐の制度には矛盾し、重複して居る官職が沢山あることを、明らかに認めております。

それで、この人の申しました大体を申しますと、刑罰の方を掌る、今で申すと、司法省に当たる官職でありますが、それが二つあります。一つでいいことであるのに、二つある。即ち『周礼』の六官から来ました所の吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部の六部を含んでおります。このほかに唐の制度に九卿がありまして、それは王制の方から來たのであります。それでこの九卿の中に、大理寺Eというものがありまして、これが司法官、前の六部の中の刑部も司法官、こういう風に、司法に関する官が二つ重複しております。また、工部が尚書省の六部の中にある上に、将作監という工作に關するものがあります。これも重複しております。戸部は内務・大藏を一緒にしたような官であります。それが唐代には別に司徒の官があつて、これも重複しております。礼部、これは今日で申せば文部省であります。これもこの礼部のほかに、礼儀使Fというものがありまして重複しております。この他にも、こういう風に重複したものがいろいろあります。それをこの人が挙げまして、唐の制度はこういう風に重複して無駄があるから、これを整理する必要があると論じました。当時の人で、杜佑のことをいい頭を持つた宰相などはなかつたから、この議論は用いられなかつたのであります。

ともかくそういう議論を、唐代に杜佑が出しましたが、これは唐代中頃のことになりますけれども、我々が天平文化を考える上について、考えておくべきことであります。それは、日本で唐の制度をとつて八省を作りました時に、唐の制度を模倣したのでありますけれども、唐の制度を鵜呑みにしたものではないのであります。太政官がありまして、そのほかに八省を作つたので、その八省の中に、大体唐の六部を含んでおり、又中書省をも含んでおります。そうして太政官には、尚書と門下の両省を含んでおります。

こういう風に、日本では唐の制度を取り入れたのであります。大体唐の時は尚書・門下・中書、この三つの主な機関に分けまして、中書省というのは、天子の秘書官で、今日でいえば内閣と同じ意味のものでありますけれども、これは天子の直接の秘書官であります。主に詔勅、<sup>I</sup>そういうものを取り扱うところのものであります。門下省と申しますものは、これは、当時、代議制度はありませんが、官吏の中で天子の命令、即ち中書が起草する命令の不都合だと思ふことを駁論することを許されたところのもので、門下省というものはその審議の機関であります。それで、唐の政治といふものは、中書省・門下省とが両方で相談して、中書省は天子の意思を代表し、門下省はそれに対する審議機関で、この両省で考えを練つて、それがいよいよ極まつたところで、尚書省という執行官に移します。その尚書省の中の六部が、各分担するところの仕事を執り行うのであります。こういう風に、唐の制度が分けてありました。一種の合議政治、貴族的合議政治といつてよろしいか知りませぬが、専制政治のようでも、天子の意思ばかりで行われるのであります。

それを日本でも、太政官八省に移しますときに、太政官には尚書と門下との二つを取り入れました。太政官の中に、弁官があります。弁官というのは、これは執行官であります。その他の大納言、中納言、少納言というのが門下省に当たりまして、即ち天子の命について、いろいろ審議するところであります。唐の中書省は、日本では中務というものを作りまして、八省の中にあります。つまり唐の六部のほかに、中書省が日本では八省の中へ並んで来たわけでありますから、それで七省になります。

ところで、なぜ八省になつたかと申しますと、日本では唐の戸部を、民部と大蔵と二つに分けました。今日でも内務と大蔵

と二つに分かれております」とく、唐の戸部に当たるところが、日本では民部・大蔵の二つになりましたから、それで八省になりましたわけです。こういうのは日本のやり方ですが、これは単にいわれなくしてやつたのでなく、日本の歴史によつて分けました。日本の歴史では、大蔵というものは、唐の制度を取り入れる前から、特別な発達をしておりましたので、その起原に遡ると、日本の財政は、海外交通のため開けて来たのであります。

奈良朝以前には、大和川の大和、河内の国境に当たる辺に船氏という、船のことを掌る百濟帰化人の末孫がおりまして、それが税關の職務をしておりました。それから淀川の枚方から上方に、河内首という、支那帰化の税關官吏の人があります。そうしてこの両地で大和へ入る運上を取り立てておつたのであります。それらが日本の財政官のそもそもの初めだといつてよろしいので、その方が唐の制度を模倣する前に、既に大蔵というものの形に発達しておりました。それで日本では、その歴史を重んじて、この戸部を二つに分けて、民部と大蔵といったしました。

日本で八省百官を作つて、唐の制度を移しましたについては、なかなかそこに苦心がありまして、日本の従来の発達と、唐の制度とを巧く考え合わせてやりました。太政官の中にある弁官は執行官でありますし、少納言というのが門下の職で、これを太政官の中に含んでおるように、巧く取り入れたのであります。日本の国情に合うようにしたのであります。これが、全体の官職に関する、唐の制度と日本の制度との関係であります。

そのほかにつきましても、偶然ながら、杜佑が申しましたような、支那の制度の理想と実際から生まれて來た重複を、努めて省きました。日本には、司法官その他が二つずつできるようなことはありません。後になると、便宜上それが変わつて来ますけれども、ともかく最初制度を作りました時は、支那のようく司法官が二つできることもありません。工作の官が二つできることもあります。支那の制度における矛盾と重複とを、日本で採用するときに省いたのであります。

K  
杜佑は奈良朝以後、平安朝初期の人でありますから、日本で杜佑の論を参照する筈がありません。日本の政治家が、支那の制度を取り入れるときによく考えて、重複しないように巧く取り入れた、これが日本の制度を作る苦心の存するところでありまして、おそらく明治年間に西洋の制度を取り入れるより、もっと苦心が大きかつたと思ひます。明治年間に西洋の制度を

取り入れるには、その以前において発達した制度を記した、大宝令その他制度に関する本が日本にありますて、明治初年の時に、それを再興するような傾きがあつて、その古い制度を考えた上に、西洋の発達した制度を取りましたから、両方の発達した制度を巧く照らし合わせる上において、よほど便宜があつたのでありますから、この天平以前において、日本の原始制度の上に支那の制度を取り入れるよりは、苦心が少なかつたといつてもよろしいのであります。天平以前の支那の官職の取り入れ方は、<sup>M</sup> よほど考えたということが、これでわかります。

これは、日本の事蹟ばかり見ておりますと、格別ありがた味が分かりませぬが、これを朝鮮の制度に比べますと、大変よく分かります。朝鮮では、我が天平時代は、<sup>N</sup> 新羅の国が朝鮮をともかく統一した時代に当たります。それから後、新羅は二百余年間、朝鮮を統一して支配しておりましたが、その間の制度については、今日は至つて文献が少なく、日本のように制度に関する特別の本も残つておりますず、ただ『三国史記』など、朝鮮の古代史のうちに幾らか残つてゐるに過ぎませぬ。あるいはもつといろいろの事があつたが、文献が失われたため分からなくなつたともいわれましようが、今日歴史の上に残つてゐる新羅の制度を見ると、初めから日本に比較にならないほど、唐の制度を取り入れる手際が未発達だ、ということが明らかであります。新羅には、到底支那の従来の理想の六部のようなものを全部取り入れる考え方も出ず、日本の太政官八省のような、整然たる制度を作り上げる考え方も出なかつた。それは今日『三国史記』、即ち朝鮮で一番古い歴史、朝鮮で古い歴史と申しましても、『三国史記』は藤原の末ごろに書かれたものであります、それに載つておる制度を見ると、未熟なものでありますて、とても日本の当時のような整然たる制度ができなかつた。ところが、その次の高麗の時代になつて、ちょうど日本では藤原時代であります、その時以後にできたものが、はじめて唐の制度の模倣をやりました。この模倣は、まるつきりの模倣で、日本のようにその国情を考え、唐の制度の欠点を考えて、巧く抜き差しをする、そういうような考えがなしに、ほとんど鵜呑みに唐の制度を採用したのが、高麗の制度であります。それでありますから、朝鮮の唐制度の採用の仕方は、初めから日本より未成熟です。新羅の時代のいろいろな仏像、その他発掘物の中には、随分芸術的価値の立派なものがあつて、定めし非常に文化が発達しておつたろうと申す者もありますが、その実、制度の上において、まずよほど日本より未熟であるといふことが明らかであ

ります。唐制の中で新羅の国の模しましたものは、太政官のようなどころと礼部とそれ位しかありません。その他の官職は、日本のような整然としておるものに、とても及ばなかつたのであります。いよいよ高麗になつて、唐の制度を模倣しましたが、しかしそれは全く鵜呑みで、日本のように自分の国の国情を考える余地がなかつた。

そうして見ると、当時の日本の政治家といいうものは、よほど偉いものであつたといいうことがわかる。どういう人がこれをやりましたか、表面に現われておるのは大織冠鎌足の子藤原不比等、そういう人がやつたのであります。そのほか支那へ留学した人々が、いろいろ考えたことあります。その当時、支那の文化の日本に対する勢力は、今日の西洋文化の日本に対する勢力よりも遙かに盛んであつたと思われますが、日本でこの制度を考えるときは、その支那の燐爛たる文化に魅惑されずに、自国の国情を考えたのであります。

(内藤湖南の文章による)

注 1 支那に当時の日本における中国の一般的な呼称で、侮蔑の意図はない。

問 1 傍線部 A「ヘンゼン」を、解答欄に漢字で書きなさい。

問 2 傍線部 B「二つの理想」とは、具体的に何を指しますか。本文中から、それぞれ六文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。

問 3 傍線部 C「冗官」の説明としても最も適當な語句を、本文中から十二文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。

問4

傍線部D「大理寺」・E「刑部」・F「礼儀使」は、それぞれ古文派と今文派のいずれの主張に基づいて設置されたものですか。その組み合わせとしてもっとも適切なものを選び、解答欄に番号をマークしなさい。

- 1 「大理寺」は古文派、「刑部」と「礼儀使」は今文派。
- 2 「大理寺」と「礼儀使」は今文派、「刑部」は古文派。
- 3 「大理寺」は今文派、「刑部」と「礼儀使」は古文派。
- 4 「大理寺」と「礼儀使」は古文派、「刑部」は今文派。

問5

傍線部Gで、筆者がわざわざ「これは唐代中頃のこととありますけれども」と断つた意図としてもっとも適切なものを次のなかから選び、解答欄に番号をマークしなさい。

- 1 唐代の官職に関する事象は、我が国とは無縁であるから。
- 2 杜佑の主張は、ここで述べられる問題と無縁であるから。
- 3 唐代の官職は、天平時代の我が国でも模範となつたから。
- 4 杜佑の著書は、天平時代の我が国に影響を与えないから。

問6

傍線部H「鵜呑み」とほぼ同じ意味内容の語句を、本文中から八文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。

問7

傍線部I「詔勅」の意味を、「 」を記した文書の形で説明する場合、空欄に入るもっとも適切な語句を、本文中から五文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。

問8 左の表は、唐と日本における官職の対応をまとめたものです。次のI～IIIの官職は、それぞれ空欄1～4のどの位置に入りますか。正しい位置の番号を、解答欄にマークしなさい。ただし、全ての空欄にI～IIIが入るとは限りません。

I 門下省      II 戸部省      III 中務省

職掌	詔勅の起草	詔勅の審議	執行官	財務
唐	中書省	2	尚書省	
日本	1	大・中・少納言	3	民部省・大蔵省
			4	

問9 傍線部J「駁論」の読みを、解答欄にひらがなで記しなさい。

問10 傍線部K「杜佑の論」の具体的な内容を、本文中から三十五文字で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問11 本文中の空欄Lに当てはまる、もつとも適切な語句を次の中から選び、解答欄に番号をマークしなさい。

1 欧化政策      2 懐古趣味      3 王政復古      4 日本回帰

問12 傍線部M「よほど考えた」とは、どういうことか。次の中からふさわしいものを選び、解答欄に番号をマークしなさい。

- 1 規範とするものが存在しないので、制度の設計に熟慮せざるを得なかつた。
- 2 初めての独自制度の設計だったので、規範の妥当性を検証する必要があつた。
- 3 規範とすべきものが複数存したので、結局独自のものを作るしかなかつた。
- 4 規範とするものに不要なものが含まれているので、改訂せざるを得なかつた。

問13 傍線部N「未熟なものでありまして」について、その理由を「から」の形で答える場合、空欄に入る適当な部分を、本文中から二十四文字（句読点を含まない）で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問14 傍線部O「国情を考え」について、その具体例を述べた段落を本文中から抜き出し、その最初と最後の三文字（句読点を含まない）を、解答欄に記しなさい。

問15 筆者の説くところによると、明治初年に新制度が設計された際には、奈良時代に律令制度が設計された時と同様の手法が用いられたとされています。その具体的な手法を説明した部分を、本文中から二十六文字（句読点を含む）で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問16 日本古代の制度については、朝鮮などに比べると、今日でも具体的に知ることができます。その理由を、「から」の形で答える場合、空欄に入るもつとも適当な部分を、本文中から三十六文字（句読点を含む）で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問17 次の中から、本文の内容とともに合致するものを選び、解答欄に番号をマークしなさい。

- 1 中国の官制を記した『唐六典』は、藤原不比等も重要な書物として重んじた。
- 2 歴史書『三国史記』によると、高麗の官職制度は、日本よりも未熟であった。
- 3 司徒の官と将作監とは職務が重複しており、この点は杜佑も問題視している。
- 4 奈良朝の官制は、中国の制度に基づき、日本の状況をも勘案して設計された。

次の文章は、中国を舞台にした教訓書『智恵鑑』(一六六〇年刊)の一節です。これを読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

注<sup>1</sup>

湖州の海ばたの商人趙三官といふ者、周生といへる友と、「いついつの日、南京へあきなひにゆくべし」と契約しけるが、すでにその時分にもなりければ、趙三官、夜ふかく出でて川口へゆき、張潮といふ水夫の舟に乗り、同道の周生を待ちけるが、時分早く出でたるにより、周生もいまだ来たらず。

ややしばらく待つ内に、眠りさして寝入りり。そのすき間を狙ひて、水夫の張潮、腰なる金を目がけ、舟をわきへ漕ぎ寄せて、寝入りたる趙三官をひそかに海へ沈め、さてもとの川口へ漕ぎ来たり、いつはりて高いびきをかき、よく寝入りたるさましてゐたる所へ、同道の周生来たりたり。

「趙三官はいまだ來たらざるもの」とおもひ、水夫の張潮を起こして、「急ぎ趙三官を呼びてまゐれ」とて遣はしけるに、張潮、さらぬていにて呼びに行き、趙三官が門を叩き、「これの内儀、三官はいかにして遅く出で給ふぞ。呼びに参りたり」と言ひければ、三官が妻、驚き言ひけるは、「三官は一時ばかりもさきに出でられるが、いまだ舟には乗り申されずや。不思議なる事を申さるる物かな」と言ひければ、張潮また立ち帰り、周生にその由言ひける所に、周生 D を消し、舟より上がりて三官が妻に会ひ、三日が間もろともに方々を尋ねけれども、行方知れざりければ、周生心に思ふやう、「もしこの者出で侍らずは、必定わが難になり侍らん」と迷惑し、「人に言はれぬ内にこなたより申し上ぐべし」と思ひ、この趣をありのままに書き付け、奉行所へ訴へければ、いづれもの評議には、「三官が妻、みだりなる事ありて、異男に殺せたるなるべし」と推量せられけれども、さしてその証拠もながりける所に、楊評事といふ奉行、この趣を詳しく聞き判断せられけるは、「水夫の者呼びに来たれる時、門を叩き、趙三官をば呼ばずして、女房に声をかけ言ひける事、不審なれば、急ぎ」の水夫を穿鑿すべし」とて、色々拷問せられけるに、遂に白状して、沈めたりし所をも言ひて、死骸を探し出だせりとぞ。

(『智恵鑑』による)

注1 南京＝現在の中国江蘇省の省都。

注2 評事＝裁判をつかさどる、中国の官名。

問1 傍線部A「契約」とは、どういう意味ですか。次の選択肢の中から最もふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 根回し      2 取り決め      3 届い入れ      4 取り引き

問2 傍線部B「眠りさして」とは、どういう意味ですか。次の選択肢の中から最もふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 寝たふりをして      2 眠らせて      3 寝付きがよく      4 うとうとして

問3 傍線部C「さらぬでいにて」とは、具体的にどういうことですか。次の選択肢の中から最もふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 そしらぬふりをして  
2 まじめな顔つきで  
3 逃げ出しあせずに  
4 落ち着いて

問4 空欄Dには、身体の一部を表す言葉が入ります。その語句として最もふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 腰      2 肝      3 血      4 心

問5 傍線部E「」の者」とは、誰のことですか。次の選択肢の中からひとつ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 趙三官      2 趙三官の妻      3 事件の犯人      4 妻の異男

問6 傍線部F「必定わが難になり侍らん」とは、どういうことですか。次の選択肢の中から最もふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 難しい裁判になるはずだ。
- 2 私には解決できない事件となるう。
- 3 自分に嫌疑がかかるにちがいない。
- 4 かならず難癖をつけられるだろう。

問7 傍線部G「白状」の「白」と同じ意味の「白」を含む熟語を、次の選択肢の中からひとつ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 濑 白
- 2 白 昼
- 3 敬 白
- 4 白 哲

問8 事件の真相が発覚した経緯について、次の問いに答えなさい。

- (1) 事件の真相が発覚するきっかけとなつた箇所を、本文中より五文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。
- (2) なぜ(1)で記した箇所によつて事件の真相が発覚したのか。その理由を本文中から二十九文字(句読点を含む)で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問9 次の選択肢の中から本文の内容と合致するものをひとつ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 楊評事は死体の沈め場所を知つてゐる者が真犯人だと考えた。
- 2 張潮は寝たふりをして、趙三官の金錢を強奪する隙を狙つていた。
- 3 周生はきっと難事件になると考え、いちはやく奉行所に訴えでた。
- 4 不倫相手に依頼して夫を殺させたという嫌疑が女房にかかつた。